

谷戸地域コミュニティ再生提案補助金交付要綱

(総則)

第1条 谷戸地域のコミュニティの再生及び活性化に資する交流拠点等の創出における補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 谷戸地域 次に掲げる地域をいう。

ア 別表第1に掲げる地域

イ 別表第2に掲げる地域（別表第1に掲げる地域を除く。）のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車が入ることができる道路から階段を概ね40段以上登る場所及びこれに相当する場所の地域

(2) 空き家等 居住者がいない一戸建て住宅及び空き店舗をいう。

(3) 市内事業者 市内に所在する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）又は個人事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 谷戸地域のコミュニティの再生及び活性化を図ることのできる立地にある空き家等を取得し、又は借り受けていること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 個人にあつては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 法人にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 補助の対象となる事業について、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等（国、県その他団体によるものを含む。）の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるもののうち、市内事業者へ委託し、又は市内事業者から材料等を購入した経費とする。ただし、市内事業者に取扱いがない場合については、市外事業者への委託又は市外事業者からの購入も対象とする。

- (1) 空き家等の改修に係る設計費及び工事費
- (2) 空き家等の改修に係る材料費
- (3) 備品等の購入費及び設置費
- (4) 敷地内の^{せん}剪定伐採又は除草に係る費用
- (5) その他市長が適当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条各号に掲げる費用の額の合計額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）の4分の3以内の額とする。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。

(対象事業の募集等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の応募期間内に谷戸地域のコミュニティの再生及び活性化事業企画（以下「企画」という。）の内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の書面を提出した者は、当該書面に基づきプレゼンテーションを実施しなければならない。
- 3 前項のプレゼンテーションは、3名以内で行うものとする。

(評価基準等)

第7条 市長は、前条の規定により企画の提案を受けたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、本要綱の目的を最も効果的に達成できると認めたものを選考するものとする。

- (1) 企画の実現性
- (2) 企画の継続性
- (3) 企画が谷戸地域に与える効果
- (4) 谷戸地域における企画内容の需要

- 2 市長は、選考を終えたときは、選考結果を応募した者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の規定により選考された者は、市長が指定する期間内に補助金等交付申請書を市長に提出するものとする。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第4条に掲げる経費に係る見積書等の写し

(2) 空き家等を取得し、又は借り受けたことのおかる書類の写し

(3) 個人にあっては、氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別（以下この号及び次号において「氏名等」という。）を記載した書類。ただし、交付申請書に当該者の氏名等の記載がある場合は、省略することができる。

(4) 法人にあっては、当該団体の役員の氏名等を記載した一覧表

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 規則第10条に規定する実績報告書は、次に掲げる書類を添付して、企画を実施した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前で最も近い日曜日等でない日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 第4条に掲げる経費に係る領収書等の写し

(2) 修繕等が完了した後の当該家屋の写真

(3) 企画を実施したことのおかる資料

2 本要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、企画を実施した日から起算して1年を経過した日の属する月の翌月末日までに1年間の取組み実績を市長に報告しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1	向坂谷戸	鷹取1-7-1から1-16-8まで
2	鷹取温泉奥一帯	鷹取1-17から1-19まで及び1-20-33から1-20-39まで
3	和田山谷戸	追浜本町1-64から1-72まで、1-74、1-79から1-88まで及び1-90から1-92まで
4	追浜変電所奥一帯	追浜東町1-44及び1-47から1-64まで
5	稲荷谷戸	追浜東町3-11から3-13まで及び3-24から3-42まで
6	平六谷戸	追浜町2-8から2-61まで
7	前田谷戸	追浜南町1-1から1-19まで及び1-21から1-25まで
8	良心寺谷戸	追浜南町2-4から2-19まで、2-40から2-51まで及び3丁目全域
9	四門坊谷戸	船越町1-17から1-38まで
10	牛が作谷戸	船越町2-14から2-70まで
11	三富谷戸	船越町4-5から4-70まで
12	牛谷戸	船越町6-10から6-22まで及び6-31
13	失鎌谷戸	田浦町1-23から1-66まで
14	小山田谷戸	田浦町3-58から3-85まで
15	旦那谷戸	田浦町4-18から4-30まで
16	池の谷戸	田浦町6-5から6-48まで
17	田浦大作町全部	田浦大作町1から151まで
18	田浦泉町全部	田浦泉町1から123まで
19	大谷戸	長浦町3-24から3-100まで
20	中の谷戸	長浦町4-4から4-80まで
21	西谷戸	長浦町5-32から5-79まで
22	逸見小学校奥一帯	西逸見町1-16から1-30まで
23	森崎谷戸	西逸見町1-41から1-75まで
24	西逸見公園奥一帯	西逸見町2-60から3-109まで

25	沢山小学校前一带	東逸見町 3 - 50から 3 - 83まで
26	沢山団地下一帯	東逸見町 4 - 21から 4 - 37まで
27	稲荷谷戸	汐入町 5 - 27から 5 - 63まで
28	源造谷戸	田戸台 45から 58まで
29	蜂谷戸	富士見町 1 - 12から 1 - 49まで
30	大谷戸	富士見町 2 - 1 から 2 - 67まで
31	坂本隧道付近一带	坂本町 2 - 8 から 2 - 30まで
32	坂本町3丁目付近一带	坂本町 3 - 1 から 3 - 16まで及び 3 - 21か ら 3 - 39まで
33	西来寺奥一带	不入斗町 3 - 1 から 3 - 38まで
34	公郷隧道上一帯	三春町 6 - 72から 6 - 92まで
35	石亀谷戸	大津町 2 - 17から 2 - 21まで
36	出村谷戸	馬堀町 1 - 10から 1 - 15まで
37	高尾谷戸	馬堀町 3 - 11から 3 - 18まで
38	宮ヶ谷戸	馬堀町 3 - 4 から 3 - 8 まで
39	衣笠町大善寺付近	衣笠町 27から 32まで
40	岩戸満願寺奥	岩戸 1 - 3 から 1 - 9 まで
41	佐原慈眼院奥	佐原 5 - 22から 5 - 26まで
42	新大津駅南東側一带	根岸町 2 - 2 から 2 - 10まで
43	浦賀6丁目谷戸	浦賀 6 - 13から 6 - 21まで及び 6 - 30から 6 - 32まで
44	浦賀文化センター奥	浦賀 7 - 3 から 7 - 11まで
45	仲の谷戸	東浦賀 1 - 14から 1 - 19まで
46	文明堂印刷奥	東浦賀 1 - 7 から 1 - 9 まで
47	住友川間アパート奥戸	西浦賀 5 - 6 から 5 - 17まで

別表第2（第2条関係）

- 1 鷹取1丁目及び鷹取2丁目
- 2 追浜本町1丁目
- 3 追浜東町1丁目から追浜東町3丁目まで
- 4 追浜町1丁目から追浜町3丁目まで
- 5 追浜南町1丁目
- 6 船越町1丁目から船越町5丁目まで及び船越町7丁目
- 7 田浦町1丁目から田浦町5丁目まで
- 8 長浦町1丁目から長浦町5丁目まで
- 9 吉倉町1丁目及び吉倉町2丁目
- 10 西逸見町1丁目から西逸見町3丁目まで
- 11 東逸見町1丁目から東逸見町4丁目まで
- 12 坂本町2丁目及び坂本町4丁目
- 13 汐入町1丁目から汐入町5丁目まで
- 14 本町2丁目
- 15 緑が丘
- 16 若松町3丁目
- 17 三春町5丁目及び三春町6丁目
- 18 富士見町1丁目から富士見町3丁目まで
- 19 田戸台
- 20 深田台
- 21 上町1丁目から上町4丁目まで
- 22 佐野町1丁目及び佐野町3丁目